

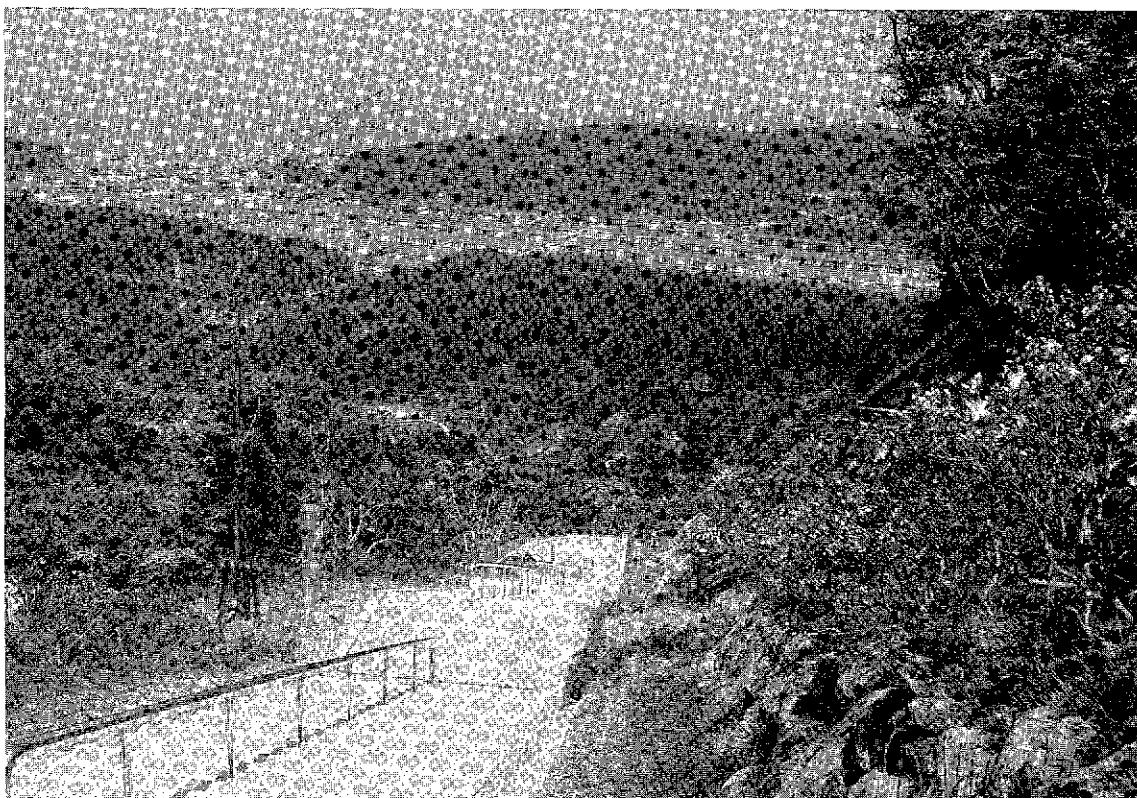
新潟県

平成 7 年

公民館月報

11月
第 513 号

特集 民間教育産業への公民館援助問題



神道山公園

—能生町—

山頂までの石段は

一〇八八段です。

山頂では佐渡ヶ島

熊ヶ島半島が

眺めることができます。

第18回全国公民館研究集会開催

関ブロ公民館研究大会を併催

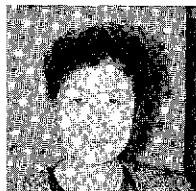
浮き彫りにした当面の課題

吉里会長見解を表明

去る10月19日、20日の二日間にわたり、群馬県前橋市において、第18回全国公民館研究集会兼第36回関東甲信越静公民館研究大会が開催された。全国から三千名を越える参加者により活発な研究討議が展開された。

研究主題を「生涯学習社会の構築をめざした公民館の役割を考える」において、12分科会に分かれて研究討議がなされたが、とりわけ、社教法23条の取り扱いをめぐる緊急の議題が取り上げられ、活発な論戦が展開された。

このたびの全国公民館研究集会は、例年になく研究協議の内容が焦点化されており、鋭角的な深い掘り下げがなされていたことが極めて特徴的な集会だった。やもすると、研究主題のテーマ倒れに終わりがちなる全国集会なのに、また加えて一 分科会四百人といふ大規模な会合は見事という外はないと感じた。



桑原光江氏

分科会が取り上げ、活発な論戦が展開されたことも特色と言ふよう。

このこと
から、全公
連会長の吉
里邦夫氏が
大会第二日
目の全体集
会の開会挨

掲において、全公連としての統一見解の表明がなされた。(挨拶の概要是特集として4面5面に掲載した。)

都市公民館の危機

長岡市中央公民館長

小林秀夫

あるが、公民館機能が済し崩しては今、無くなっていく
期にあ
危機感を持つた。

る」といふのが、分科会に参加し、公演館関係者が十年、二十年、よろなまとめがなされた。語の後、取扱者から次の

ての感想である。

施設建設にあたって、公民館はコミュニティセンター、生涯学習センターへ、管理・運営は財政上の理由から外廓団体に委託する。施設は良くなるが住民との接触がなくなる。このように、公民館の名称、役割が消えつつある。また、生涯学習振興法成立後社会教育法との考え方の整理がなされないまま、生涯学習委員会を設置し、公民館運営審議会と社会教育委員の三分割を持つて混乱している都市。これらは、討論の中の事例で

がある。それは、市民の場、集団の場、継続学習や相互学習を保障する場、文化創造の場、市民の多様な情報交換の場、市民連帯の場としての公民館と言われている。また、受け付け業務の中に公民館の重要な役割があり、それが原点であると思う。この話を聞いて、ホットした。これから、原点にかえって、公民館のあるべき姿を摸索していかなければならぬ。

民館利用団体の「ゆずり葉」グループの代表桑原光江氏が基調発表者となり、ミニコミ紙「ゆづり葉」の発行活動を基本べースにして、公民館職員とゆづり葉グループとの関わりを発表し、参加者の心を捉えていた。

来年度の関ブロ大会は

鬼怒川温泉で開催

全国公民館研究集会の開会に先立って、午前9時から第36回関東甲信越静公民館研究大会が同じ会場の小ホールで開催された。

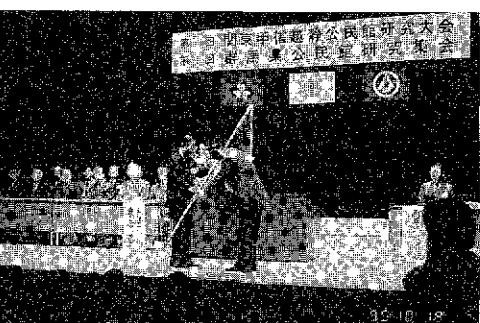
長年に亘り、関ブロ公連の充実振興のために功績のあった、埼玉県及び静岡県の公連会長様に感謝状が贈られた。

また、その席上で、来年度の

関ブロ公民館研究大会を主管する予定の栃木県公連会長小島茂氏から、来年度の研究大会は鬼怒川温泉で開催する旨のあいさつがあった。全参加者を一つの会場に招き、研修・宿泊と共に実現すること。

する予定のこと。

また、群馬県公連会長米倉忍氏から、小島氏へ公連旗が引き継がれた。



視点

「鼻がも

ることで

「感謝」しなければ

ならないことのかも

今年は、美術館の拡充が計画されている。作品展示

しへソの所

普通である。

舌、喉へと順に食べて

話は変わるが、いろ

うな問題も自分の都合のいいように、一方的な考え方しかしてい

ばらで当美術館の名譽館長である森繁久彌氏、文豪の夏目漱石氏、元内閣総理大臣の海部俊樹氏など各界の著名人の作品をも収蔵している。

くる。

一般に、鼻は口の上

に有る

ことがありま

るから食事を一層おい

しくしているし、中毒死も少なくしている。

活発な活動が期待できないようと思われる。

付け足しのようなこ

をして、考え方を変え

ることがある

がヘソのところに」と

多角的な考え方をしたときには新しい考え方で

きるということを言い

たかったのである。

このように、少し考え方を変えると、その問題は「感謝」しなければならないことなの

鼻が口の上に有ること

宮下俊夫

おおげさに言えば、生物が生き延びてきたのは口の上に鼻が有ったからである。

このような考え方を

すると口の上に鼻が有ることは「あたりまえ」

一般に、鼻は口の上有るものが「あたりまえ」と固定した考え方をして、考え方を変えて考

えてみると別な新しい考え方が出でる。

一般的な考え方をすれば、生き延びてきたのは口の上に鼻が有ったからである。

新発田市青少年健全育成センター所長補佐

小木町では、海の見える小さ

生涯学習の地域交流と拠点整備

白井國男

佐渡には、会員数一五五名で

佐渡版画村

美術館を運

営し、作品ロンド・デ・ボザール展上位入賞

化祭美術部門上位入賞作品やサ

家のによる作品を収蔵・展覧

するものである。

併せて、



佐渡がしてくれるのが

会という朝日カルチャーの版画講座で学ぶ六〇人の版画グループがあり、毎年受講者を募集して開設されている。この講座は人気が高く、希望してもなかなか入会できない学习講座であるといふ。

佐渡は、会員数一五五名で

佐渡版画村美術館を運営し、作品ロンド・デ・ボザール展上位入賞

するものである。

併せて、

佐渡は、会員数一五五名で

佐渡版画村美術館

はじめに
第十八回全国公民館研究集会

における、全公連会長吉里邦夫氏は主催者挨拶の中、例年の型通りの挨拶から、歩踏み込んで、当面する公民館の問題を三點に絞り、その対応について、全公連の見解を明らかにしたのが極めて特徴的な挨拶だった。中でも、民間の教育産業に対する公民館の援助問題(社会教育法二十三条の問題)を取り上げられたのは、当然のことながら当面の問題として焦眉の急を要するものであつただけに、適切な対応として参加者から好感を持たれていたので、その概要を紹介する。

公民館援助問題

合会長見解表明

事の起こりは、広島県の教育長が文部省に対して、民間教育産業に対する公民館施設利用に関する援助についての疑義を質したものへの回答(右面の照会文回答文参照)した内容が九月二十一日付け朝日新聞に掲載された(五面下段の資料)ものから始まる。この新聞発表とともに、日ならずして、各地の公民館現場で文部省の真意をはかりかねたり、全公連の対応が分か

らなくなったりして混乱が生じたものである。

一、二の起こり

事の起こりは、広島県の教育長が文部省に対して、民間教育産業に対する公民館施設利用に関する援助についての疑義を質したものへの回答(右面の照会文回答文参照)した内容が九月二十一日付け朝日新聞に掲載された(五面下段の資料)ものから始まる。この新聞発表とともに、日ならずして、各地の公民館現場で文部省の真意をはかりかねたり、全公連の対応が分か

一、二の起こり

近年は、生涯学習社会の到来とともに、教育(学習)に関しても色々な取り組みがなされているのは大変結構なことです。そ

のと並んで、住民(国民)の生涯にわたる「学ぶ権利」に応えること

あるとすれば(例えば、今や都

市社会においては学習塾やカルチャーセンターが花盛りの観を呈しているが)全国津々浦々の

住民に対して学習ニーズに応え、学ぶ権利を担保するために

は、住民の身近で活動している

公民館をおいて外にはないであつて、公民館が原点である。

公民館は母なる施設であるとい

う認識とプライドを持つて一層

委生第15号
平成7年9月22日
客都道府県教育委員会教育長殿

文部省生涯学習局長
社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について(通知)
標記のことについて、広島県教育委員会教育長から別紙一のとおり照会があり、別紙二のとおり回答しましたので通知します。

別紙一
広教委社 第16号
平成7年9月21日

文部省生涯学習局長殿

広島県教育委員会教育長
社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について(照会)
標記に関して疑義がありますので、下記について御教示願います。

記
1. 社会教育法第2条の「社会教育法」には、民間の事業者が行う組織的な教育活動(学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く)も含まれると解してよいか。
2. 公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業にその施設の使用を認めるることは、当該事業が社会教育法第20条の目的に合致し、当該事業者の利用内容が同法第22条第7号に規定する「公共的利用」とみなすことができるとともに、当該公民館の行為が同法第23条第1項第1号に規定する「営利事業を援助する」も下に該当しない限り、差し支えないと思いか。

また、この場合において、「営利事業を援助する」とは一般的には「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もう一度当該事業者に利益を与えて、その営業を助けること」をいうと解してよい。

別紙二
委生第15号
平成7年9月22日

広島県教育委員会教育長殿

文部省生涯学習局長
社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について(回答)
平成7年9月21日付け広教委社第16号で照会がありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

1について
お見込みのとおり。
2について
お見込みのとおり。

なお、昭和32年12月22日付け法制局一発第8号「憲法第89条にいう教育の事業について」の内容に十分留意する必要がある。

会教育産業がなかなか組織的でないままでは、社会教育活動も広い意味で含まれるのは時の流れとして結構なことである。

しかし、社会教育法の原点をたち戻って、公民館自身の立場を見ると（政治の問題、宗教の問題があると同時に）營利事業を援助してはならないと書いてある。いわゆる教育産業の行なう組織的な社会教育事業についての問題と、營利の問題とを区別しておくべきである。例えば、教育産業が行なう營利事業とし

特集 民間教育産業への

(社)全国公民館連

ての事業に公民館が肩入れをすることは法律上からも、公民館の原点からも、してはならないと書いてある。したがって、この関係について混乱があるものと思うが、公民館自身の原点にたち戻つて、営利事業の援助にならないようにしてもらいたいものである。

例文一 般的高等教育產業化

の分科会の緊急課題として取り上げられていた。第三分科会(公運審部会)では、社会教育法二十三条の運用に対して、前記の混乱を防ぐためには、地域の実情に即して、館長だけの判断に偏らず、公運審の審議事項として取り組むことが大切であると、いう指摘がなされていた。ある公民館長は「館長の最も

本県内の公民館からは、目下混乱の報告は受けていないが、また、法の運用に違法性はなくとも、公民館運営のカルチャーセンター化に拍車をかけるなど、多くの問題が生じるであろう。

カルチャーセンターなど
公民館を民間解放

「社会教育」と文部省認める

文部省は個人や民間企業の社会教育の範囲に民間の福利社運営するカルチャーセンターや手芸教室など営利目的の事業についても「社会教育」と認め、各地の公民館を使つてもよい、との見解をまとめた。近く各都道府県に通知する。

今回の通知で、公民館は、カルチャーセンターやピアノ教室など民間事業にも解放される、

ついて、学校外での主に青少年や成人に対する組織的な教育活動と定義。社会教育の実施者については示されていないが、營利事業は「社会教育には入らぬ」との見方が自治体では根強く、カルチャーセンターなどは公民館から事实上、締め出され

や方法、使用料、使用を認められる事業者の種類や規模については、公民館が判断する。

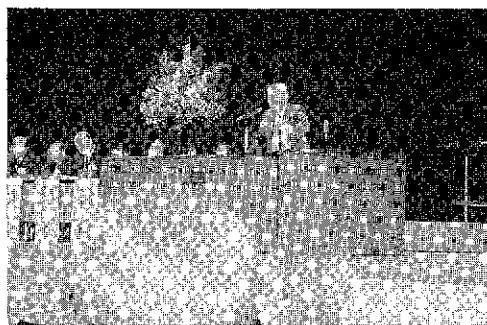
公民館は本館、分館合わせて全国に約二万カ所ある。一方、一九九三年度調査では、カルチャーセンターなど社会教育に関する民間の事業所が約六百あり、約五万の講座を開設、受講

文部省によると、今回の通知の概要是「社会教育法に基づく

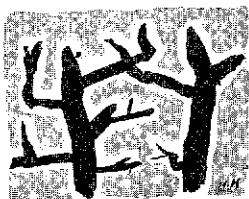
者数は約二百万人にのぼつてい
る。

四、大会での反響

全国公研集会において、殆ど



朝日新聞（九月一十一日号）掲載記事



実践記録シリーズ(1)

高齢者の「話し合いの核づくり」活動

新潟市坂井輪地区公民館

一、はじめに

新潟市坂井輪地区公民館は、人口八万八千余人を抱える巨大地区館である。この地区は、近々二十年来の人口急増地帯のため、ご多分に漏れず、地域連帶意識や住民自治意識の希薄性などからコミュニティづくりに多くの課題を抱えている。ここに紹介する事業は、平成

五年六年の二か年継続で厚生省の補助事業として、市高齢者福

祉課と連携して進めた事業で、平成七年度も継続実施している。もの。地域連帶や住民の自治意識醸成のために、高齢者の自助・共助の高揚活動に取り組んでいるのが特色である。

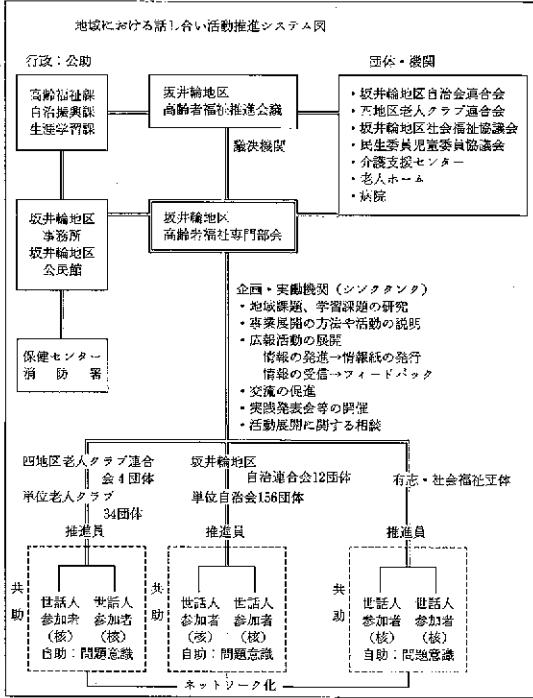
坂井輪地区公民館エリアの高齢者人口(六五歳以上人口)平

二、事業の内容

事業の中心は「話し合いの核づくり」にある。その核づくりとして、老人クラブを拠り所にし、自治会からの参画を期待し、自分たちで、話し合いの場の設定から、話し合いの内容や方法などを工夫していくものであつて、核づくりの先には地域住民の全てが話し合いの輪のなかに参加し、暮らしの課題解決に取り組むことを想定しているものである。

三、取り組みの実際

上図における「高齢者福祉専門部会」がこの事業の頭脳と



なっているもので、その構成メンバーは、公民館利用者、自治会長、老人クラブ会長(4人)、地区事務所(行政)と公民館からなっている。また、事業の推進員、世話人などを設ける一方、町内会長(自治会長)の理解と協力を得るため、自治会156団体、自治連合会12団体に趣旨の説明や理解と協力を得ることに力を入れている。

高齢者世代にとっては、発言されをしていないこと、集団での話し合いに慣れていないこと、地域のことに対する視野を広めようとするに不慣れなことが、運営の仕方、「司会者の役割」などについてのマニュアルを作成し、説明会を持ちつつ、研修と交流・交換を深め、「核づくり」を進めている。

また、話し合いの中から自分が停滯ぎみなため、「話し合い活動」が停滞ぎみなため、「話し合いの運営の仕方」「司会者の役割」などについてのマニュアルを作成し、説明会を持ちつつ、研修と交流・交換を深め、「核づくり」を進めている。

さらに、高齢化していく当社の運営の仕方、「司会者の役割」などについてのマニュアルを作成し、説明会を持ちつつ、研修と交流・交換を深め、「核づくり」を進めている。

また、話し合いの中から自分が停滯ぎみなため、「話し合いの運営の仕方」「司会者の役割」などについてのマニュアルを作成し、説明会を持ちつつ、研修と交流・交換を深め、「核づくり」を進めている。

五、おわりに

活動集団がそれぞれ独立して地域で活動しているため、専門部会としては、活動状況の把握が困難であり、定期的な情報交換会の開催が必要である。

専門部会から得た情報は届けられると、活動団体からの情報・相談のルートを開き、専門部会として、活動状況の把握が困難であり、定期的な情報交換会の開催が必要である。

四、話し合い活動の展開

当初、「話し合いだけで人が集まるだろうか」「病弱な人が参加した場合、面倒を見られるか」と言った疑問の声があがつたが、実践部会からの助言により、「話し合い」にプラスαすることにより、各話し合い団体は運営に工夫を凝らして活動が継続されている。

この活動の結果、今までに開いための課題となっている。これらのことことが今後の事業展開のための課題となっている。

ネットワーク

公民館等管理者研修終る

「女性の社会参加と公民館」を主題に

十月三日㈫、公民館

等管理者研修会が、県立生涯学習推進センター主催で同センターの大研修室を会場に開催された。

この研修会は、当県公連も共催で開催しているもので、募集人員五十人のところ参加者五十人と百パーセント参加が、本年は女性管理者五名が参加し、うち三名が公民館長というものが特色と言えよう。当県公民館会界にも女性館長が年一

年と多くなっているのが今日的

な社会の変化である。

研修内容は、主題は、「公民館運営上の諸問題とその解決策」であったが、特に「女性の社会参加」という今日的な課題に視点を置いた研究討議であった。

前段は六班に分かれての小集団討議、後段全体会での発表という形式でなされ、活発な話し合

恵贈資料紹介

平和への証言

その時わたしは

大井田賢老子刊

十日町市中条地区公民館大井

田分館(分館長内藤延三九)で

は、高齢者学級「大井田賢老子

学」の学生によるレポート集が

『平和への証言、その時わたし

は』と題して刊行した。A5判

324頁からなる大冊である。

この冊子は、終戦五十年を迎えた節目の年を記念すべく、長い戦争の時代を生きた辛酸の思

い出と、いま生きていることの幸せを書き記したものである。

八十人近い学級生一人ひとりの自慢話や苦労話、生死の境を

いがなされていた。

発表の中から具体的な対策と指摘されていたので紹介する。

・女性の社会進出の第一は、職場進出である。特に若い子育て中の女性のために、公民館は保育施設の整備と保育ボランティアの制度化が必要。

・第二は女性の地位向上のため



に役立つ公民館運営にするため、公連委員に女性を積極的に登用して、女性の立場から公民館活性化の答申を得ることが大切である。

なお、研究討議終了後は、文部省生涯学習局社会教育官荒谷信子氏の「女性と生涯学習」と題する講義を聞き、現在の女性の社会参加に対する現状や問題点を拝聴して、公民館の対応について啓発させられた。

文化祭・公民館祭のシーズンがまだ続いていることが思ひます。ご苦労様です。これを機会に、住民と公民館とのより固い絆ができるものと思います。

◆文化祭・公民館祭のシーズンがまだ続いていることが思ひます。ご苦労様です。これを機会に、住民と公民館とのより固い絆ができるものと思います。次は年度のしめくくり事業。健

康にご留意ください。思われるでの交換交流をお薦めしたい。

あとがき

づくりに緊張感がわき、風邪を引いている暇もなかつてしまつた女性の話、また、当時学童疎開だった人からの寄稿など多種多様であり、どの一編を読んでも、貴重な記録である。

吉稀を迎える前後の年配の学級生であるから、文字を書き慣れない人も多かつたであろうに、よくここまで書けたものだと感嘆することしきりである。

そのままを、分館長の内藤延三九氏は巻頭の言葉として次の

県内の多くの公民館でも、こ

発行所 新潟県公民館連合会

〒951

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【TEL・FAX (025)224-6073】

発行人 会長 細川 仁

編集人 事務局長 上村 捨二郎

【定価1部 150円 共・年額1,800円】